

仕 様 書

1. 件 名 「第 41 回なにわ人権展」にかかる人権啓発用標語短冊印刷(港区役所・協働まちづくり推進課)
2. 用 紙 色上質紙 特厚ロ ラベンダー
3. 仕上がり規格 タテ260mm×ヨコ120mm
4. 印 刷 色 1 色刷り(刷り色:黒)
5. 数 量 700枚
6. 原 稿 別紙のとおり
7. 入 稿 日 契約締結後速やかに
8. 校 正 色校正と同時に行うこと。校正回数は 1 回とする。
9. 納入場所 大阪市浪速区役所 市民協働課(教育・学習支援)
大阪市浪速区敷津東 1 丁目4番20号
10. 納入期限 令和7年7月18日(金)
11. 担 当 者 大阪市浪速区役所 協働まちづくり推進課(教育・人権啓発グループ) 岡崎・小西
電話 06-6576-9975 FAX 06-6572-9512
12. そ の 他
 - ・大阪市グリーン調達方針の判断基準を満たすこと。ただし、用紙は除く。
 - ・契約締結後、速やかに「資材確認票」を事業担当へ提出し、承認を受けること。
 - ・納品時に別紙「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」、「資材確認票」をサンプル紙、出荷確認票とともに事業担当へ提出すること。
 - ・契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること。
 - ・当区が提供したデータ等は、業務完了後、速やかに当区へ返却すること。
 - ・納品物が不良品であった場合は、速やかに無償で交換すること。
 - ・納品する製品については「大阪市グリーン調達方針」に則った製品を納入すること <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>
 - ・「大阪市グリーン調達方針」に合う製品がないものについては、担当者で納品前に調整すること。
 - ・契約金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
 - ・成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条まで規定する権利をいう)は、本市に帰属するものとする。
 - ・納品物もしくは建造物等に破損・紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
 - ・別添各種特記仕様書を遵守すること。

- 見積の提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質し、その内容を熟知の上、見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- 契約後における仕様書疑義は本市の解釈によるものとする。

